

キャラクターのパチンコ遊技機使用許諾料返還請求事件：東京地裁平成23(ワ)35541・平成24年7月19日（民47部）判決〈認容〉

【キーワード】

商品化権契約，漫画の複製権・翻案権，キャラクターの意義

【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，1億6600万円及びうち1億5200万円に対する平成22年6月12日から，うち1400万円に対する平成23年11月10日から，各支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は，仮に執行することができる。

【事案の概要】

- 1 本件は，パチンコ遊技機等の開発，製造，販売に利用するための漫画・劇画（以下「プロパティ」という。）のライセンス契約4件を被告と締結した原告（株式会社平和）が，被告（株式会社PTS）に対し，被告はライセンス対象のプロパティの利用を原告に許諾する全ての権原を有する旨保証しながら，これを有していなかったため，(1) うち3件のライセンス契約については，これを催告の上解除したと主張して，解除に基づく原状回復として，支払済みの許諾料合計1億5200万円及びこれに対する返還期限の翌日である平成22年6月12日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求め，(2) その余のライセンス契約1件については，原告が別途プロパティの利用許諾料の支出を余儀なくされて同額の損害を被ったと主張して，債務不履行に基づく損害賠償として，1400万円及びこれに対する訴状送達の日である平成23年11月10日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。被告は，被告の有する漫画「桃太郎侍」の独占的商品化権侵害に係る損害賠償請求権を自働債権とする相殺の抗弁を主張して，原告の請求を争っている。
- 2 被告が，原告に対し，原告による漫画「桃太郎侍」の独占的商品化権の侵害に基づく損害賠償請求権を有するか否か。

【判 断】

- 1 争点につき検討する。
(1) 被告は，原告が，本件パチンコ遊技機を製造販売することにより，本件漫画に関する被告の独占的商品化権若しくは独占的に商品化して得られる利益

を侵害した旨主張する。かかる主張は、上記権利ないし利益の内容を含めて、その趣旨が判然としないが、これをもって、本件パチンコ遊技機の液晶画面の表示等が、本件小説の二次的著作物である本件漫画の著作権、特に複製権・翻案権を侵害しているという趣旨であると善解することができるとしても、被告は、本件パチンコ遊技機の液晶画面の表示等が本件漫画に依拠したものであることについて何ら具体的な主張立証をしないばかりか、本件漫画の表現と上記表示における表現とが完全に違うことを自認しているから、本件パチンコ遊技機を製造販売することが本件漫画の複製権・翻案権を侵害するとは認められない。

(2) また、被告は、本件漫画に登場する「桃太郎侍」などのいわゆるキャラクターが著作物であるかのような主張もするが、本件漫画を離れ、キャラクター自体を著作物と認めることはできないというべきであるから（最高裁平成9年7月17日第一小法廷判決・民集51巻6号2714頁参照）、被告の上記主張は失当というほかない。

(3) その他、本件全証拠によっても原告の被告に対する不法行為の成立を認めることはできない。

2 以上のとおり、被告が主張する自働債権の発生を認めることができないから、被告の相殺の抗弁は理由がない。

3 よって、原告の請求は全て理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1 . この事件の発端は、原告が、被告が商品化権契約の当事者として、著作権者らから委託され彼らが創作したマンガキャラクターの絵などについての使用許諾契約をする権限を有する者であると誤認し、換言すれば被告がその立場にある者であることを騙して、原告から漫画や劇画の使用許諾料の支払いを受けたことにある。それによって、原告が被告に支払われた金額は合計1億5200万円であったから、その返還を求めた不法行為訴訟である。

被告は3件についてはその事実を争わなかったが、1件については被告の有する漫画の独占的商品化権侵害に係る損害賠償請求権と相殺するという抗弁を主張した。しかし、この1件について裁判所は、被告が主張するような自働債権の発生は認められないと認定したのである。

2 . また、原告の本件パチンコ遊技機の液晶画面の表示等が本件漫画に依拠したものであることについて、被告は具体的な主張立証をしていないこと、また本件漫画の表現と前記表示における表現とが完全に違うことも自認しているということから、本件パチンコ遊技機を製造販売することは、本件漫画の複製権

や翻案権を侵害するとは認められないと認定したのである。

3．ところで、マンガキャラクターについて、判決は、最高裁判例¹を引用していることは、著作物として著作権法の保護対象となるものは、キャラクターという抽象的な概念ではなく、キャラクターの絵（漫画）そのものであることを説示しているのに対し、被告は具体的にそのような主張を特になしなかったようである。

4．結局、この事件は被告の対応が殆んどなかったことから、原告主張のとおり判決となった次第である。

- 1) 「ポパイ」第3事件については、H - 3 参照。なお、牛木理一「商品化権」154 頁（発明協会）参照

〔牛木 理一〕